

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項および米原市契約規則（平成 17 年規則第 43 号。以下「規則」という。）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 10 月 11 日

米 原 市 長 平 尾 道 雄

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和 3 年度 米教総物件第 8 号
米原市立学校施設ほかで使用する電力の供給
- (2) 契約期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- (3) 予定契約電力等 予定契約電力 1,005 kW/月
予定使用電力量 1,878,944 kWh
- (4) 供 給 場 所

番号	施設名	位 置
1	柏原小学校	米原市柏原 2320 番地
2	山東小学校	米原市大鹿 546 番地
3	大原小学校	米原市市場 424 番地
4	伊吹小学校	米原市上野 991 番地
5	春照小学校	米原市杉澤 817 番地
6	米原小学校	米原市入江 307 番地
7	河南小学校	米原市枝折 77 番地
8	坂田小学校	米原市宇賀野 508 番地
9	息長小学校	米原市能登瀬 1339 番地
10	柏原中学校	米原市清滝 40 番地 1
11	大東中学校	米原市池下 1054 番地
12	伊吹山中学校	米原市高番 387 番地
13	米原中学校	米原市入江 313 番地
14	河南中学校	米原市河南 295 番地
15	双葉中学校	米原市顔戸 233 番地
16	市民交流プラザ	米原市長岡 1050 番地 1
17	近江図書館	米原市顔戸 281 番地 1

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 契約開始日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。
- (2) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (3) 団体またはその代表者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 米原市建設工事等入札参加停止基準に該当する者（米原市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されていない者も含む）
 - オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定により更正または再生手続きをしている者
 - カ 米原市暴力団排除条例（平成 23 年度米原市条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または次のいずれかに該当する者
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ② 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (4) 二酸化炭素排出、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に掲げる条件を満たすこと。
- (5) 公告日において、官公庁が発注した電力供給業務を 12 か月以上継続して履行した、または履行する予定の者であること。

3 入札参加資格審査申請の受付期間、受付場所および方法

- (1) 受付期間 令和3年10月11日(月)から令和3年10月25日(月)まで (米原市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条に規定する本市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(郵送の場合は受付期間中に到達していること。)
- (2) 受付場所 〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
米原市教育委員会事務局 教育総務課 (米原市役所 本庁舎 2階)
電話 0749-53-5151
- (3) 提出方法 持参または郵送(特定記録郵便、一般書留郵便または簡易書留郵便に限る。)により提出すること。

4 契約条項等を示す場所

滋賀県米原市米原1016番地 米原市教育委員会事務局 教育総務課
(米原市役所 本庁舎 2階)

5 一般競争入札の日時および場所等

- (1) 入札方法 郵便入札
- (2) 郵便方法 特定記録郵便、一般書留郵便または簡易書留郵便
- (3) 入札書等の郵送先 〒521-8501
滋賀県米原市米原1016番地 米原市教育委員会事務局
教育総務課宛
(電話 0749-53-5151)
- (4) 入札書等の到達期限 令和3年12月3日(金)午後5時
- (5) 入札(開札)日時 令和3年12月6日(月)午後3時執行
- (6) 開札場所 滋賀県米原市米原1016番地
米原市教育委員会事務局教育総務課
(米原市役所 本庁舎 2階)

6 入札保証金

免除

7 入札無効の要件

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 特定記録郵便、一般書留郵便または簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
- (3) 持参、宅配便等で米原市教育委員会事務局教育総務課に直接提出された入札
- (4) 入札公告で指定する到達期限より後に米原市教育委員会事務局教育総務課に到達

した入札

- (5) 入札書または入札積算内訳書が同封されていない入札
- (6) 1通の封筒の中に、複数案件の入札書等を同封した入札
- (7) 入札書に記名押印がない入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (10) 入札書に件名のないまたは間違いのある入札
- (11) 入札金額その他重要な事項の記載が不明確な入札
- (12) 同一入札について、複数の入札書等が郵送されたとき。
- (13) 入札に際し不正の行為があったとき。
- (14) その他入札に関する条件に違反したとき。

8 その他必要な事項

入札（郵便入札）説明書に記載したとおり。